

第2節 男女共同参画社会の実現を図る

現状と課題

女性の社会的、経済的地位の向上をめざして、平成11年に男女共同参画社会基本法が制定されるなど、近年さまざまな分野において、女性の役割が期待されています。一方で、未だ性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行が根強く残っていることや、配偶者等からの暴力（ドメスティックバイオレンス：DV）による女性の人権侵害などが、女性の社会進出や経済的自立などを妨げる原因となっています。

このような状況に対応するため、本市では、平成17年に「城陽市男女共同参画を進めるための条例」を施行し、これに基づいて「城陽市男女共同参画計画 - さんさんプラン」を改定するとともに、「城陽市男女共同参画支援センター ぱれっとJOYO」を平成18年に設置したところです。今後も、男女が共にその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、あらゆる場において、男女共同参画に関する意識啓発に努めるとともに、女性はその個性と能力を発揮しやすい社会環境整備に取り組むことや女性の登用が求められています。

基本方針

男女が互いに尊重し、社会の対等なパートナーとして相互に責任を分かち合い、また、自らの意思によって社会のあらゆる分野で、その個性や能力を発揮できる環境づくりを進めることにより、男女共同参画社会の実現をめざします。

まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の	10年後の	めざすべき
				目標	目標	
男女が平等であると 感じる市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	男性 25.4 女性 11.6	男性 32 女性 24	男性 40 女性 35	100
女性の労働力率	女性労働力人口 / 女性 15歳以上人口	%	46.7 (H12)	50	54	
ぱれっとJOYOへの 参画団体数	城陽市男女共同参画支 援センターの男女共同 参画推進団体として登 録している団体数	団体	14 (H18)	22	24	

主な施策の展開

(1) 男女共同参画の推進

家庭・地域・職場などのあらゆる分野において、男女がともに参画できる社会を実現するため、男女共同参画に対する市民理解を深めるための啓発活動、審議会などへの女性委員の登用など、「城陽市男女共同参画計画 - さんさんプラン」に基づいた取り組みを進めます。

(2) 男女共同参画の環境整備

男女共同参画社会の実現に向けた環境を整えるため、女性の職業能力発揮のための学習機会や情報の提供、DV被害者女性に対する支援、妊娠、出産期における健康支援など、相談・支援体制の整備を図り、女性が社会参画しやすい環境づくりに取り組みます。

市民まちづくりワークショップからの提言

市民の役割(例示)

男女共同参画意識を高める講演会や各種講座などに積極的に参加し、学習する。

家庭・地域・職場のそれぞれにおいて、男女共同参画の意識を高める。

女性の職業能力の開発・向上に関する取り組みや支援方策に参加する。